第8章 インド

一赤字の貿易基調と農業貿易の黒字一

岩本隼人

1. インドの経済と貿易の概要

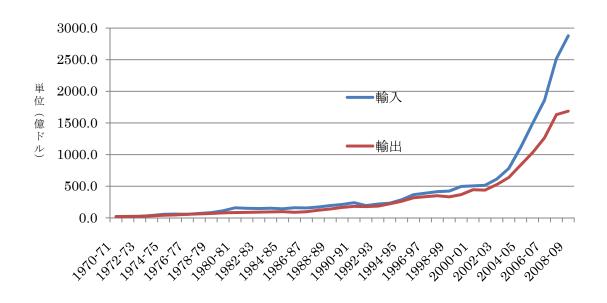
インドでは、独立以来、社会主義型経済開発システムが中心となる経済運営が行われていたが、1991年、湾岸危機を契機として、マクロ経済の不均衡が拡大する中で、対外バランスが大きく悪化した。このため、インド経済はモラトリアム寸前に追い込まれ、世銀等からの融資の受け入れが不可避となった。インド政府は、融資受け入れの条件として、経済自由化、構造改革路線へと舵を切ったのである。

以降、外国からの投資も拡大し、経済は驚異的な成長となったが、その中心はITに代表されるサービス産業である。2007年度の産業別GDPの内訳は、農林水産業18パーセント、鉱工業26パーセント、サービス産業56パーセントとなっており、サービス産業が半分を占めている。サービス産業の代表がIT産業であり、カスタマイズやパッケージなどのソフトウエア関連とコールセンターなどの社内業務のアウトソーシング関連から成る。今や、インドは世界の顧客を相手にITサービスを提供するようになった。

サービス産業が 5 割以上を占め農業と工業が残りを二分する経済は、本来、発展段階が中期にさしかかった国に多く見られる形態であるが、インドの発展は、従来の、農業改革から始まり、軽工業に移行し、付加価値のある商品生産とサービスが拡大するというパターンから大きくかけ離れた形で進んだ。高等教育を受けた豊富な人材の供給により I T産業は飛躍的に伸びる一方で、未熟練労働者を吸収すべき軽工業の発展は未だ十分とはなっていない。

貿易額の推移をみると、経済の自由化後拡大が始まり、2000年以降の急拡大につながった。2008-09年度の輸出額は1,687億ドルで10年前に比べ5.0倍、輸入額は2,870億ドルで6.8倍と急増している(第8-1図)。ただし、いずれの年度も財の貿易は赤字となっており、サービスの輸出(貿易外収支)がそれを補うという状況は昔も今も変わらない。

輸入財の品目構成について、2001年と2007年を比較してみると、工業原材料と燃料関係で約6割を占め、前者が43.9パーセントから37.4パーセントとシェアーを落とし、後者が29.9パーセントから33.2パーセントへ伸ばしている。自動車部品の輸入は急増しているが、輸送機器・部品が全体の輸入に占める割合は、2001年の2.7パーセントから2007年の4.0パーセントへの増加にとどまっている。食料・飲料の輸入は5.1パーセントから3.0パーセントに低下する一方で、消費財の輸入は1.7パーセントから2.2パーセントに上昇しているが、いずれにしても、最終消費される形態での輸入は低いレベルのままといえよう(第8-1表)。なお、インドは原油の7割程度を輸入に依存しており、原油価格の動向により輸入額が大きく変動することに留意が必要である。



第8-1図 インドの貿易額の推移

資料: Reserve Bank of India

第8-1表 輸入財の構成割合

(単位:%)

	2001	2007
食料•飲料	<i>5.1</i>	3.0
工業原材料	43.9	37.4
燃料	29.9	<i>33.2</i>
機械•部品	15.4	19.1
輸送機器·部品	2.7	4.0
消費財	1.7	2.2
その他	1.3	1.2
計	100.0	100.0

資料: "Economic Survey 2009-10"

貿易相手国を 2008-09 年度の実績でみると、インドが貴金属や石油製品を輸出しているアラブ首長国連邦が第 1 位で、全体に占める割合が 9.8 パーセントとなっている。中国、アメリカがこれに次ぎ、それぞれ全体に占める割合が、8.6 パーセント、8.2 パーセントである。トップ 15 カ国で全体の貿易額の 61 パーセントを占め、日本は 2.2 パーセントで第 13 位と貿易上ではそれほど重要な国とはなっていない。15 カ国の内訳は、中東 3 カ国、欧州 3 カ国、アフリカ 1 カ国を除き今回対象のアジア太平洋諸国が占め、この地域がインドの貿易相手国として重要な地域となってきていることがわかる。このうち、インド側が黒字となるのは、アラブ首長国連邦、アメリカ、シンガポール、香港、イギリスの 5 カ国であり、

中国をはじめ多くの国との間で赤字を計上している(第8-2表)。

第8-2表 主要貿易相手国(2008-09)

(単位:%)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
貿易額のシェアー	輸出入割合
9.8	1.0
8.6	0.3
8.2	1.1
5.1	0.3
3.8	0.5
3.3	1.1
3.0	0.2
2.7	1.0
2.6	0.5
2.6	1.1
2.6	0.1
2.5	0.1
2.2	0.4
2.2	0.5
2.1	0.2
61.3	0.5
100.0	0.6
	9.8 8.6 8.2 5.1 3.8 3.3 3.0 2.7 2.6 2.6 2.6 2.5 2.2 2.2 2.1 61.3

資料: Ministry of Finance.

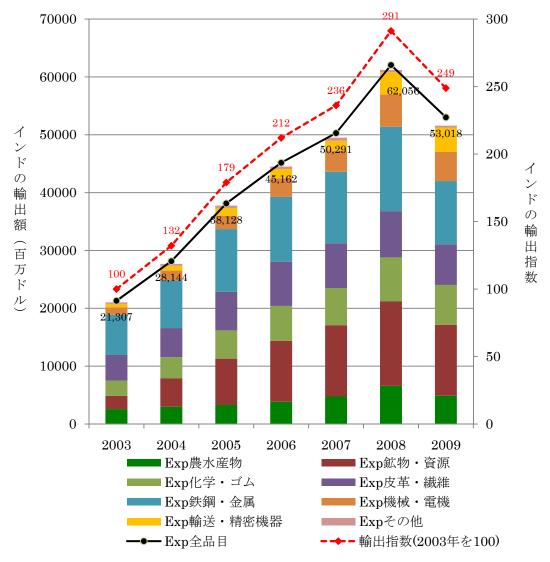
注.輸出入割合は輸出額/輸入額で算出.

2. アジア太平洋諸国との輸出入

(1) インドからアジア太平洋諸国への輸出(全品目)

インドからアジア太平洋諸国への輸出は、2008年/2003年比で約3倍の620億ドルに急増している。なお、2009年は2008年に比べ減少となっているが、2008年9月のリーマン・ショックを契機とする世界同時金融危機に端を発したものであり、貿易額の減少及び為替レートの減価に基づくものと推測される(第8-2図)。

インドからの輸出品目は、鉄鉱石の産出国であることから、鉱物・資源と鉄鋼・金属それぞれが 150 億ドル程度となっており、この両者で全輸出額の半分を占めている。次いで、皮革・繊維、化学・ゴムがそれぞれ 80 億ドル程度で続き、農林水産物が 66 億ドルと第 5番目に位置づけている。この構成割合について 2003 年から 2008 年までの推移をみるとほとんど変化がなく、基本的には産業構造の大きな変化は生じていないものと考えられる。



第8-2図 インドからの輸出額の推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成.

貿易相手国については、アメリカへの輸出が最大であるが、輸出額は増加しているものの全体に占める割合は低下してきている。逆に、アセアン、中国への輸出が、額、割合ともに急増させている。インドは、1990年代より「ルック・イースト政策」を標榜してきており、2003年3月にスリランカとの間でFTAを締結し、2004年タイ、2005年シンガポールとの交渉・締結を経て、2010年1月からアセアン及び韓国との間でのFTA等を発効させるに至っている。アジア重視の姿勢が実態として実現しつつあるといえよう。

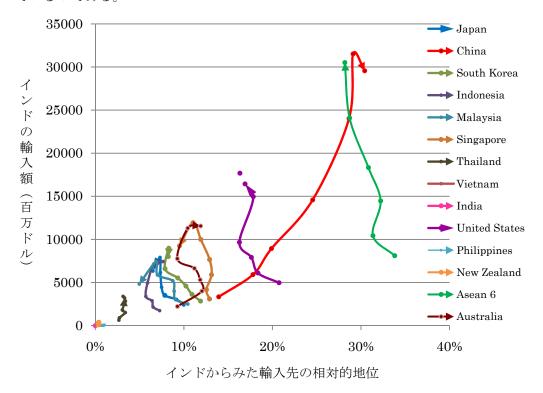
(2) アジア太平洋諸国からのインドの輸入(全品目)

アジア太平洋諸国のインドへの輸出額を用いて、インドの当該諸国からの輸入状況をみることとする。インドの輸入額は 2008 年/2003 年比で 4.5 倍の 1,083 億ドルと輸出額に比

べてもかなり高い伸びとなっている。輸入品目としては、機械・電気が340億ドル、鉄鋼・金属、鉱物・資源、皮革・繊維それぞれ170億ドル程度であり、これを2004年からの推移でみると、機械・電気及び輸送・精密機器の輸入額に占める割合が増加傾向となっている。好調な経済発展による国内市場の拡大を背景に、電子機器、輸送機械(部品を含む)等の輸入が拡大してきている。

輸入の急増は中国からの輸入によるところが大きい。第8-3 図は、インドの輸入額に対する輸入先の割合について、2003年から2009年の推移をみるものであるが、中国からの輸入が2003年の33億ドルから2008年の315億ドルと約10倍にふくれあがっている。これに対し、アセアンからの輸入は2003年81億ドル、2008年305億ドルと額としては増加であるが、全体に占める割合は漸減傾向となっている。輸入面において、インドは中国に対して大きな消費市場を提供するようになってきていることがわかる。

インドがアセアンと FTA を締結した背景の一つとして、中国に対する警戒があると言われている。インドに対する海外からの投資意欲は高まってきているが、中国に対する投資が工業分野中心であるのに対し、インドではサービス分野での投資に偏っている。中国に投資する多国籍企業はアセアンでも投資しており、汎アジアサプライチェーンの構築が進んできている。この動きに割り込むため、インドはアセアンとの貿易関係を強めようとしているのである。



第8-3図 インドの輸入額及び輸入先別のシェアーの推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成.

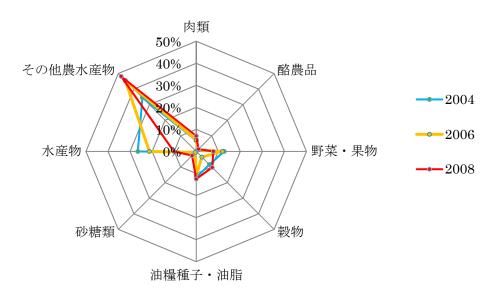
注.アセアンはインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの集計値.

(3) アジア太平洋諸国との農産物貿易

1991年の経済自由化路線への転換以降、輸入数量規制の部分的緩和や関税率引き下げが実施されたが、本格的自由化が開始されたのは2000年以降である。農産物等多くの品目で輸入数量規制が、UR 合意(1994年)以後も、国際収支上の問題を理由に輸入数量割当制度として残された。しかし、90年代後半に国際収支が改善したことから、米国等がインドに対して輸入割当制度の廃止を要求し、WTOに提訴した。その結果、1999年9月のWTO裁定に基づいて、2001年4月より農産物の輸入数量割当制度がすべて廃止され関税化された。ただし、輸入数量規制の撤廃や関税率引き下げが進められる一方で、アンチダンピング税の発動件数が増加しており、依然として保護主義的な政策運営がなされている。

インドの農産物貿易は輸出、輸入とも伸びてきているが、全体としては、農産物の輸出を増大させている。インドにとり農産物は重要な貿易黒字部門であり、輸出を増大させる努力が続けられてきた。しかしながら、国内価格や国際価格に左右されることが多く、安定的に輸出が行われる品目は、バスマティ米、紅茶、香辛料等に限られており、米、小麦、砂糖等は国内需給により貿易量を大きく変動させてきた。また、植物油脂等は貿易自由化以後恒常的に輸入がなされている。

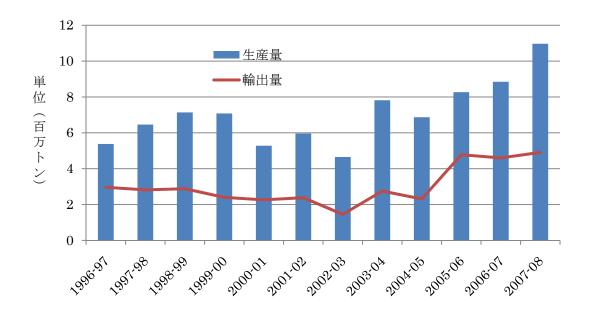
アジア・太平洋諸国への輸出額は、2008年/2003年比で2.5倍の66億ドルとなっており、全品目の伸び率に比較して低いものとなっている。輸出品目の構成としては、その他農産物が全体のほぼ50パーセントを占めている。主要な農水産物品の輸出としてはそう多くはないが、肉類の輸出が10パーセント弱と比較的大きなシェアーを占める(第8·4図)。その他農産物に含まれるものとしては、大豆粕が最大であり、次いで紅茶、タバコとなっている。インドではカースト制度の下、肉類の消費が極端に少なく、国内で不用となる大豆かすや肉類が輸出に回されている。



第 8-4 図 農水産物輸出における品目構成の経年変化

資料: World Trade Atlas から作成

大豆の生産は 600 万トンから 800 万トンで推移しており、2007-08 年度は天候に恵まれたことから 1,000 万トンを超える生産となった。大豆粕については 300 万トン程度の輸出が続いていたが、2005-06 年以降 500 万程度の輸出を行っている(第 8-5 図)。輸出仕向け先を 2008-09 年度の実績でみると、第 1 位がベトナム (23.5 パーセント)、第 2 位が日本 (17.3 パーセント)、第 3 位がインドネシア(8.7 パーセント)とアジア・太平洋諸国への輸出が全体の 73.1 パーセントを占める。肉類の輸出については、第 1 位がベトナム(22.4 パーセント)、第 2 位がマレーシア(9.5 パーセント)、第 4 位がフィリピン(8.6 パーセント)とアジア・太平洋諸国で 41.2 パーセントを占める。



第8-5図 大豆生産と大豆粕の輸出の推移

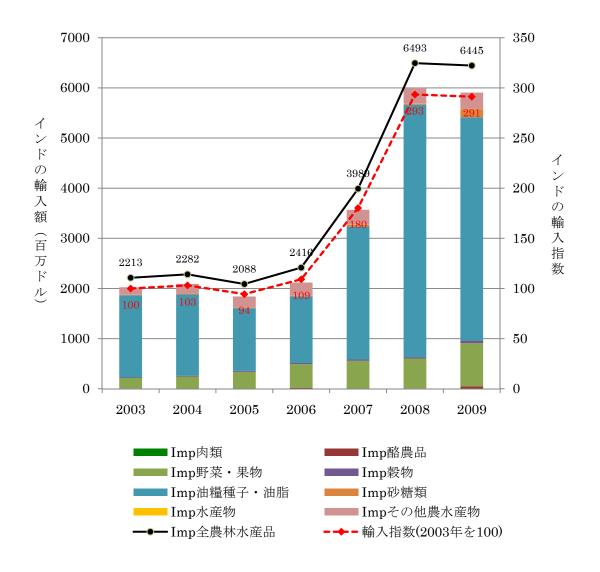
資料: DAC, Department of Commerce

アジア・太平洋諸国からの農産物輸入は、2003年から2006年までは20~24億ドル程度で推移し、2007年に40億ドル、2008年に65億ドルと急増している。輸入品目としては、野菜・果物(9.9パーセント)、油糧種子・油脂がほとんどであり、輸入先についても、野菜・果物が米国、オーストラリア、油糧種子・油脂がインドネシア、マレーシアときわめて単純な構成となっている(第8-6図)。

最近のインドの植物油脂の消費量は 1,350 万トンから 1,400 万トンで推移しており、供給は国内生産 750~850 万トン、輸入 850~900 万トンと、消費量の半分以上を輸入に頼っている。消費量の半分程度が量り売りで販売されており、残りが容器入りでの販売となる。一人当たりの消費量は伸びてきており、1970 年代には $5 \, \mathrm{k} \, \mathrm{g} \, \mathrm{t}$ 程度であったのが、最近では $2 \, \mathrm{e}$ c c

植物油脂の輸入は、1994-95年には 35 万トンであったが 1999-2000年には 420 万トンまで増加した。この間、国内の油糧種子の栽培面積(大豆 25 パーセント、カラシナ・ナタネ

20 パーセント、落花生 20 パーセント、コプラ 2 パーセント等)及び単収はほぼ横ばいとなっている(第 8-7 図)。卸売価格をみると他の食品に比べ食用油は低迷しており、生産拡大のインセンティブは低い。国内価格が国際価格水準での競争にさらされた結果、国内消費は増加した。しかし、増加分は国産ではなく輸入で埋め合わされたのである。植物油脂の輸入は国内での生産が多い大豆や落花生から生産される油ではなく、より安価な国内では生産されていないパーム椰子から製造されるパーム油が主体となっている。

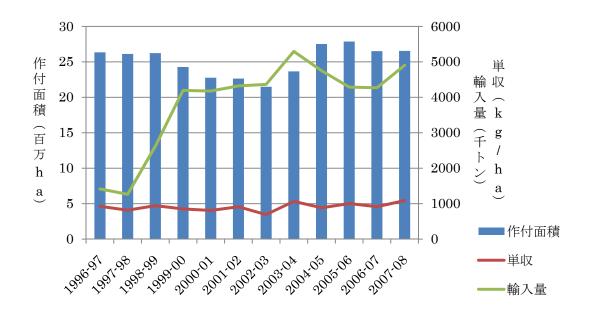


第8-6図 農産物の輸入額の推移

資料: World Trade Atlas から作成

油脂以外では、近年、野菜・果実の消費が伸びてきている。菜食主義者の多いインドでは、野菜等は料理の素材として多く使われており、ふんだんに野菜を利用したカレーや煮込み料理、スープなどが広く食されている。2007年の一人当たり年間消費量は、野菜が65kg、果物が45kgと10年前に比べてそれぞれ20パーセント以上の増加となっている(第8-3

図)。このため、食料安全保障に十分配慮しつつ、野菜や果物など高付加価値作物への転換が、インド農業の重要課題の一つとされる。しかしながら、コールドチェーン等輸送面でのインフラ整備が進んでおらず、都市部への供給のための輸入が必要となる。他方、タマネギ、ナス等については、豊作であれば近隣諸国に輸出される。インドは年間 77 百万トンの野菜を生産しており、単純に比較することは困難であるが、中国に次ぐ野菜大国と言われている。



第8-7図 油糧種子の生産及び植物油脂の輸入の推移

資料: DAC.

第8-3表 野菜・果物の消費量の推移

(単位: k g/人/年間)

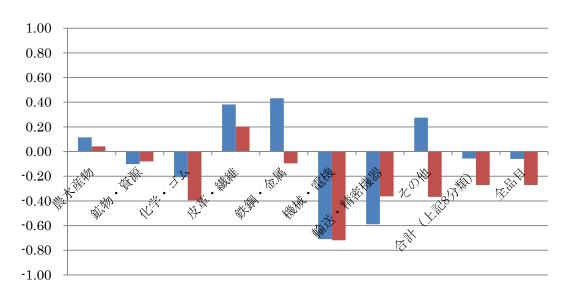
	1992	1997	2002	2007
野菜	51.99	54.25	59.77	64.82
果物	29.72	36.23	34.49	45.06

資料:FAO

(4) インドの競争力指数とセンシティブ品目

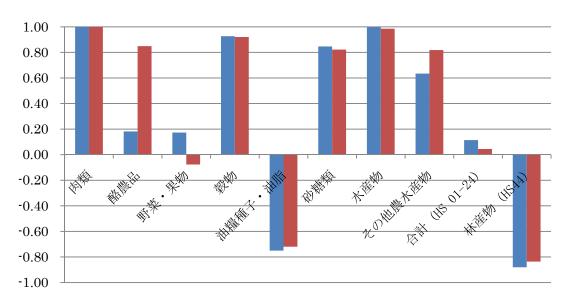
競争力指数について 2003 年と 2008 年を比較してみると全体貿易で、 \triangle 0.06 から \triangle 0.27 にマイナス幅が拡大している。財の貿易に関して、インドは益々赤字基調を高めてきているのである。なかでもマイナス幅が大きいのは、機械・電気、輸送・精密機器で、それぞれ 2008 年の数値が \triangle 0.72, \triangle 0.36 となっている。2003 年と 2008 年で競争力がプラスからマイナスに転じたのが鉄鋼・金属である。主に、中国から鉄鋼製品、鉄鋼屑、オースト

ラリアから鉛、銅、アルミニウム等の輸入の急増による。また、昔からの輸出品目であった皮革・繊維についても、競争力はプラスを維持しているが 2003 年の 0.38 から 2008 年の 0.20 に低下させている (第 8-8 図)。



第8-8図 インドの貿易収支と競争力指数(2003年と2008年)

資料: World Trade Atlas から作成



第8-9図 インドの農林水産物貿易と競争力指数(2003年と2008年)

資料: World Trade Atlas から作成

農林水産物については、2003 年 0.12, 2008 年 0.04 と全体でプラスを維持している。品目別には、油糧種子・油脂で $\triangle 0.72$ と大きなマイナスを示し、野菜・果物が $\triangle 0.08$ となっている以外大きなプラスを示している(第 8-9 図)。この背景としては、インド政府が農産

物に対しては保護的な政策をとっていることが大きい。

輸入が国内産業や国内製造業者に対し影響が大きいと見込まれる 415 品目(HS6 桁ベース)について、政府が輸入のモニターを行い、センシティブ品目として輸入動向を毎月公表している(第 8-4 表)。このうち農産物は、牛乳及び乳製品 23 品目、野菜・果物 35 品目、豆類 12 品目、鶏肉 13 品目、茶・コーヒー36 品目、スパイス類 52 品目、穀物 19 品目、植物油脂 46 品目、その他(竹、ココア、砂糖)5 品目と 241 品目を占めるものとなっている。完全な競争状況であれば、農産物の輸入は現状よりも大きくなるのは確実であり、競争力指数も違った形になると思われる。

第8-4表 インドがセンシティブとして輸入のモニターをしている品目(4桁ベース)

HS⊐ード	品名
207	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに
	限る。)
402	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)
405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
406	チーズ及びカード
703	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに
703	限る。)
713	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかない
/13	かを問わない。)
801	ココ椰子の実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、
001	殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)
802	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないか
002	を問わない。)
805	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
806	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
808	りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)
810	その他の果実(生鮮のものに限る。)
813	乾燥果実(第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混
	合したもの
901	コーヒー(炒ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の
	殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量の如何を問わない。)
902	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)
904	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。)及びこしよう属の
	ペッパー

905	バニラ豆	
906	桂皮及びシンナモンツリーの花	
907	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	
908	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	
909	アニス、大茴香、茴香、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
910	しようが、サフラン、うこん、タイム、月桂樹の葉、カレーその他の香辛料	
1001	小麦及びメスリン	
1003	大麦及び裸麦	
1005	とうもろこし	
1006	*	
1007	グレーンソルガム	
1008	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1101	小麦粉及びメスリン粉	
1203	コプラ	
1401	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したも	
1401	の、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)	
1507	大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかない	
1307	かを問わない。)	
1508	落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかな	
いかを問わない。)		
1511	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかな	
1011	いかを問わない。)	
1512	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油	
1312	及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
1513	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油	
1013	及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
1514	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限る	
1314	ものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
1515	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工を	
	してないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステ	
1516	ル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わ	
ず、更に調製したものを除く。)		
1701	甘しや糖、甜菜糖及び化学的に純粋な蔗糖(固体のものに限る。)	
1801	カカオ豆	
1805	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	

2208	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留
2200	酒、リキュールその他のアルコール飲料
4001	天然ゴム、バラタ等に類する天然ガム
4000	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第 40.01 項の物品とこの項の物品との混合物(一次製
4002	品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)
5002	生糸(縒ってないものに限る。)
5004	絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。)
5005	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものを除く。)
5006	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものに限る。)並びに天然天蚕糸
5201	実綿及び繰綿(カードし又はコームしたものを除く。)
5203	綿(カードし又はコームしたものに限る。)
6601	傘(つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。)
6802	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品
	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(釉薬を施したものに限る。)並びに陶磁製のモ
6908	ザイクキューブその他これに類する物品(釉薬を施したものに限るものとし、裏張りしてあるかな
	いかを問わない。)
7013	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する
7013	種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。)
9201	卑金属製の錠(かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)並びに卑金
8301	属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ
8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸
6703	送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)
8708	部分品及び附属品(第87.01 項から第87.05 項までの自動車のものに限る。)
8714	部分品及び附属品(第87.11 項から第87.13 項までの車両のものに限る。)
9503	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、
	人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わ
	ない。) 及びパズル
	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他の
9608	ペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー
	並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。)

資料: Department of Commerce.

野菜・果物の競争力指数については、2003 年から 2008 年にかけてプラスからマイナスに転じている。貿易額をみれば輸出入とも 2 倍程度の増加(輸出が 2 億 92 百万ドルから 5 億 1 千万ドル、輸入が 2 億 6 百万ドルから 5 億 95 百万ドルに増加)となっている中で、オーストラリア等からの豆類の輸入が急増していることが大きな要因であると見込まれる。

なお、2009-10 年度におけるセンシティブ品目全体の輸入額は、国内の食料品の価格が高騰したことから、前年度に比べて乳製品、穀物等で増加し、全体では 40.5 パーセントの増加となった。全輸入額に占めるセンシティブ品目の割合は、2008-09 年度の 3.4 パーセントに対し、2009-10 年度は 5.0 パーセントと大きく拡大している。

3. インドとアジア太平洋諸国との二国間貿易

インドとアジア太平洋諸国との二国間貿易については、貿易額の多いアメリカ、中国、アセアンについて整理する。なお、インドのセンシティブ品目に対する考え方を把握するため、インドとアセアンのFTA交渉について分析する。

(1) アメリカとの貿易

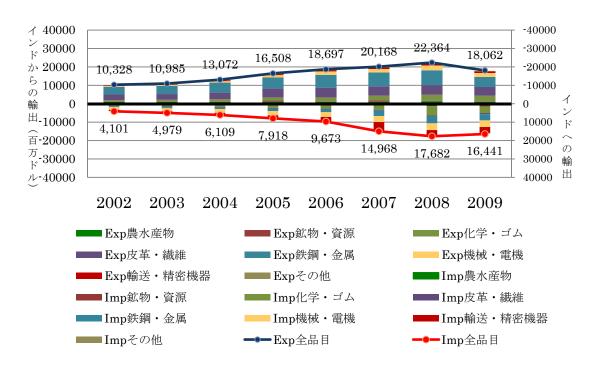
アジア太平洋諸国との貿易関係でインド側が黒字を計上しているのは、アメリカ及びシンガポールのみである。2008年のインドからアメリカへの輸出額は224億ドル、アメリカからの輸入額は177億ドルとなっている。内訳としては、インドから鉄鋼・金属、皮革・繊維が輸出され、アメリカから化学・ゴム、機械・電気が輸入されているが、輸出入双方において特に何かの分野に集中した構成とはなっていない。2008年の輸出の内訳は、鉄鋼・金属36パーセント、皮革・繊維23パーセント、化学・ゴム14パーセント、機械・電機12パーセント、農水産物6パーセントであり、輸入の内訳は、化学・ゴム29パーセント、機械・電機、鉄鋼・金属それぞれ20パーセント、輸送・精密機器16パーセント、農水産物2パーセントである(第8-10図)。

農水産物については、輸出額が13億48百万ドル、輸入額が3億72百万ドルとインド側の大幅な黒字となっている。品目としては、野菜・果物の輸出入がお互いに実施されており、インドからナス、カシューナッツ等が輸出され、米国から豆類、アーモンド等が輸入されている。

(2) 中国との貿易

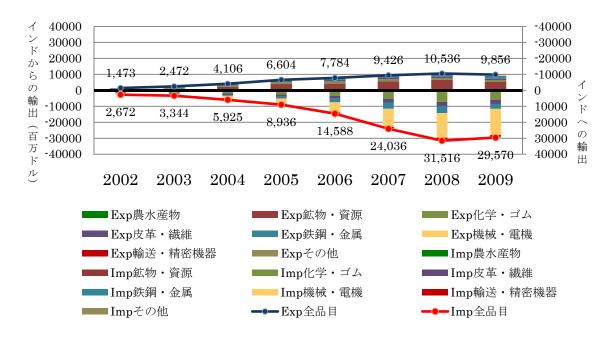
中国との貿易は警戒感を伴いつつも大きく拡大させてきている。2003 年の輸出額が 24 億ドル、輸入額が33億ドルに対し、2008年には前者が5倍の105億ドル、後者が10倍の315億ドルとなっている(第8·11図)。インドからの輸出品目は、鉄鉱石が中心であり、中国の工業化に合わせ輸出を拡大させてきている。最近では、中国向けの輸出の約4割を鉄鉱石が占めるとともに、鉄鉱石の全輸出の8~9割が中国向けとなっている。このため、インド国内の鉄鋼業の育成を図ることが課題となっていることもあり、鉄鉱石から鉄鋼製品への輸出に転換しようという動きも出始めている。

輸入については、機械・電気(49 パーセント)、化学・ゴム(19 パーセント)に集中しており、2003年と2008年を比較してみると(2003年では両者の輸入額が拮抗していた)、5年間で化学・ゴムが6倍にとどまっているのに対し、機械・電機が16倍と急増している。



第8-10図 アメリカとの輸出入額の推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成



第8-11図 中国との輸出入額の推移(全品目)

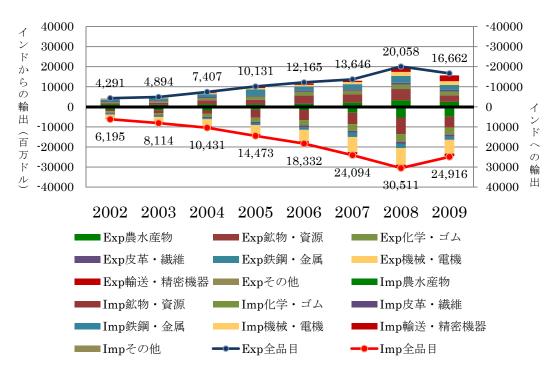
資料: World Trade Atlas から作成

個別品目としては、多様な機械類、電気機器等が輸入されているが、特に、携帯用PC、小型発電機、肥料、タイヤ等が多く輸入されている。

農水産物については、2008年のインドからの輸出が5億21百万ドル、インドへの輸入が2億39百万ドルと輸出超過である。インドから落下生粕、かにエキス、ひまし油、水産物等が輸出され、中国から豆類、リンゴ等を輸入している。

(3) アセアンとの貿易

インドとアセアン 6 カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)との貿易は、中国との貿易に比べてはその伸びは劣るものの、2003 年と 2008 年の比較で輸出入とも 4 倍程度の増加となっている。2008 年の輸出額は 200 億ドルであり、その内訳は、鉱物・資源 28 パーセント、鉄鋼・金属 17 パーセント、農水産物 16 パーセント、輸送・精密機器 12 パーセントである。特に注目すべきは輸送・精密機器であり、2003 年には 2.4 パーセントを占めるにすぎなかったが、2005 年以降アセアン諸国への自動車、船舶等の輸出が拡大した。2008 年のアセアンからの輸入額は 305 億ドルでインド側の輸入超過となっている。内訳は、鉱物・資源及び機械・電機がそれぞれ 27 パーセント、農産物が 18 パーセントとなっている。鉱物・資源のほとんどが石油、石炭、天然ガスである(第8-12 図)。

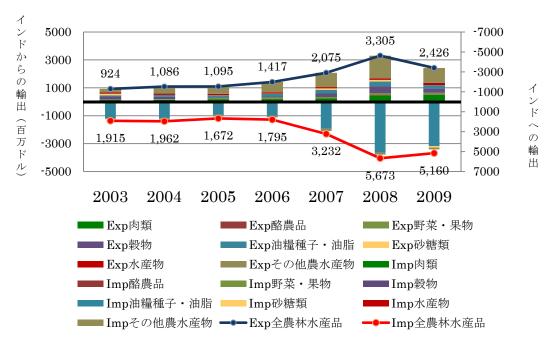


第8-12図 アセアンとの輸出入の推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成

注.アセアンはインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの集計値。

農水産物貿易については、2008年の輸出額が33億ドルで輸入額が57億ドルとインド側の輸入超過となっている。主にマレーシア、インドネシアからのパーム油の輸入による。輸出は、牛肉、穀物、植物性搾り粕、タバコ、コショウ等である(8-13図)。



第8-13図 アセアンとの農産物貿易の推移

資料: World Trade Atlas から作成.

注.アセアンはインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの集計値.

(4) アセアンとの FTA 交渉

貿易政策の大幅な自由化の流れの中で、二国間の貿易関係も強化された。2000 年 3 月にスリランカとの自由貿易協定(FTA)が発効したが、この延長にアセアンとの関係強化がある。タイとの間で2003 年 10 月にアーリーハーベスト(EH)を含む FTA が調印され、早々に EH にかかる 82 品目の関税引き下げが完了した。また、シンガポールとの間では、財の貿易だけではなく、サービス貿易、投資保護協力、二重課税防止、その他保険、教育、メディア、観光分野での協力を対象とする包括的経済協力協定(CECA)が 2005 年 8 月に結ばれ、506 品目の関税が協定発効と同時に即時撤廃された。

インド・アセアン FTA 交渉は、2003 年、貿易協議の開始について合意され、2006 年までに協議を整えるとされた。しかし、現実は、3 年遅れての締結となった。当初、インドからは、農業、繊維、自動車、家電等でアセアン側に競争力があるとして、HS6 桁ベースで約 1,400 品目のネガティブリストが提出された。これはアセアンからインドへの輸出の約42 パーセントに相当するものであり、アセアンからは協定には90 パーセント以上のカバーが必要との反論が出された。交渉の結果、農産物、繊維製品、自動車部品などを含む489

品目がネガティブリストということで合意をみた(第8-5表)。

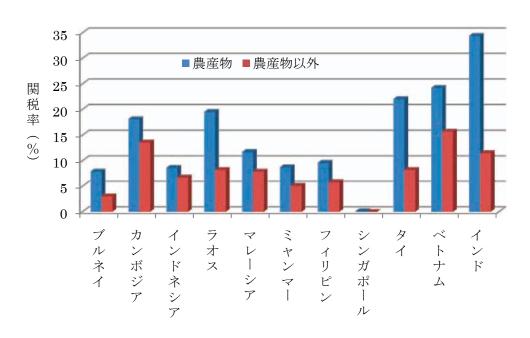
第8-5表 インド・アセアンFTAの減免区分

・・13 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・・18 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・・16 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉、カンボジア、フレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・・19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) ・・19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) ・・21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・・16 年 12 月までに段階的加廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・・16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・・19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37.5% パーム油(精製していないもの)90%→45% コーヒー100%→45%		
 ジュール1(NT-1) ・18 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16 年 12 月までに段階的協廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45% 		・13 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシ
フーマルトラックスケ ジュール2(NT-2) -16 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) -19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン<インド>) -21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) -16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) -19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン<インド>) -21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン<インド>) -21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) -19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37.5% パーム油(精製していないもの)90%→45%	ノーマルトラックスケ	ア、シンガポール、タイ、インド)
- 16 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) - 19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) - 21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) - 16 年 12 月までに段階的加廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) - 17 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) - 19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) - 19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) - 19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ - パーム油(精製していないもの)90%→45%	ジュール1(NT-1)	・18 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン<インド>、カンボジア、
フーマルトラックスケ ジュール2(NT-2) -19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) -21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) -16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) -19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) -21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) -21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) -19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		ラオス、ミャンマー、ベトナム)
 ノーマルトラックスケジュール2(NT-2) ・19年12月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) ・21年12月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16年12月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19年12月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21年12月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21年12月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19年12月までに段階的に一定率引き下げ(5品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45% 		・16 年 12 月までに段階的撤廃(ブルネイ、インドネシア、マレーシ
 ・19年12月までに段階的撤廃(フィリピン〈インド〉) ・21年12月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16年12月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19年12月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21年12月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19年12月までに段階的に一定率引き下げ(5品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45% 	/ 7 II L = / 7 / F	ア、シンガポール、タイ、インド)
・21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン<インド>) ・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		・19 年 12 月までに段階的撤廃(フィリピン<インド>)
・16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%)	・21 年 12 月までに段階的撤廃(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベ
ヤンシティブトラック (ST) ア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド) ・19 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37. 5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		トナム)
センシティブトラック (ST) -19 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) -21 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) -19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		・16 年 12 月までに段階的に5%へ引き下げ(ブルネイ、インドネシ
 ・19 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(フィリピン〈インド〉) ・21 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37. 5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45% 		ア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド)
 ・21 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45% 		・19 年 12 月までに段階的に 5%へ引き下げ(フィリピン<インド>)
・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ) パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%	(31)	・21年12月までに段階的に5%へ引き下げ(カンボジア、ラオス、ミ
パーム油(精製したもの)80%→37.5% スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		ャンマー、ベトナム)
スペシャルプロダクツ パーム油(精製していないもの)90%→45%		・19 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ(5 品目のみ)
		パーム油(精製したもの)80%→37.5%
(SP) □-Ŀ-100%→45%	スペシャルプロダクツ	パーム油(精製していないもの)90%→45%
	(SP)	コーヒー100%→45%
紅茶100%→45%		紅茶100%→45%
コショウ70%→50%		コショウ70%→50%
除外品目(EL) 農産品、繊維製品、自動車部品など 489 品目	除外品目(EL)	農産品、繊維製品、自動車部品など 489 品目

資料:アセアン事務局

交渉においては、インド側が防御の立場をとった。2007-08 年度には 6,261 百万ドルの対アセアン赤字となっており、インドの赤字全体の約 7 パーセントを占めた。個々の国の間では、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイとの間で赤字が継続傾向にある。関税水準をみれば、すでに二国間協定が存在するタイ、シンガポール以外で、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ミャンマーの関税率は低く、ラオス、カンボジア、ベトナムがやや高い。ラオス、カンボジアのマーケットはそれほど大きくないことから、輸出面で拡大が期待されるのはベトナムくらいと見込まれる(第 8-14 図)。

アセアンは軽工業品の輸出基地ともいわれており、インドがそこにマーケットを築くの はかなりの困難が伴う。石油製品、有機化学品、宝飾品等限られた品目において輸出が期 待されるのみである。また、アセアンはすでに中国と FTA を締結しており、中国との競争にも打ち勝つことが必要となる。



第8-14図 インドとアセアン諸国との関税率比較(2007年)

資料: World Tariff Profiles 2008

注.数値は実効税率の単純平均である.

ではなぜインドはアセアンとの FTA 戦略に動いたのであろうか。1つは今後のサービス 貿易への期待である。IT 及び IT 関連サービスのアセアン全体の輸入額がアメリカの輸入額 の半分程度まで拡大してきており、この市場への進出が大きな課題となっている。また、観光、運輸、建設、保険等のサービス市場としても期待している。アセアン諸国にはこれらの分野ではまだまだ様々な規制が残されており、徐々にこれらの域内での統合が進むと考えられる。FTA をきっかけとして、アセアンとの CECA が実現すれば、インドのサービス分野を中心とする経済とアセアンの軽工業分野を中心とする経済が融合することとなる。2つは前述したように中国のアセアンへの影響力増加を懸念した外交面での思惑である。3つはエネルギー安全保障への配慮である。エネルギーの確保は、食料の確保より重要な課題とされる。この25年間に食料については一部輸出する等までになったが、エネルギー供給については年々悪化している。インドは石油消費量の7割以上を輸入に頼っており、そのうち6割以上が中東からの輸入である。原油をはじめエネルギーの供給先の多様化が課題となっている。現在、マレーシア、ブルネイから原油の輸入及びマレーシアからLPGの輸入を行っているが、アセアンと関係を深めることにより、このシェアーの拡大が期待できるというようなことと推定される。

農産物についてみると、多くの品目で除外品目とされた中で、パーム油、コーヒー、紅茶、コショウがスペシャルプロダクツとして一定の関税引き下げが行われることとなった。

パーム油は、前述したように、植物油脂の国内消費においてすでにアセアンからの輸入依存が避けられなくなっていること、コーヒー、紅茶及びコショウについてはインドにも競争力があること等に基づくものと考えられる。

4. まとめ

インドの 2009 年の実質 GDP 成長率は、中国の 8.7 パーセントに次ぐ 7.4 パーセントを達成させた。今や、インドは世界の経済を牽引する主要国の一つとして頭角を現しつつある。

基本的に、インドは保護主義的な傾向の強い国である。あらゆる政策が地域格差や貧困問題への配慮の下に形成されており、農業や小売業のみならず労働集約的な産業における貿易上の不利益に対しは、過敏ともいえる状況がみられる。国内産業や国内企業に対し、貿易が大きな影響を及ぼすと考えられる品目については、センシティブ品目としてモニターを行い、また、アンチダンピング税の発動件数についても非常に多い国となっている。これらは、当然、国内産業の競争力の弱さの反映である。

しかしながら、経済や産業の急成長に伴い、2003 年から 2008 年にかけてのアジア太平洋 諸国との貿易額は、輸出で約 3 倍、輸入で約 4.5 倍と大きく拡大させている。低価格志向 が強いといわれるインド市場において、中国製品が大きな存在感を持ち始めたことが最大 の要因であるが、最近では、中国と経済的結びつきが強まりつつあることとバランスをと ろうとしているアセアン諸国との関係が強まってきたことも大きな要因の一つとなっている。中国への依存を弱めたいというのはアセアン諸国のみならずインド側も同様であり、インド・アセアンFTAの締結等により、アセアンの豊富な資源や進展する産業集積への 接近を図ろうとしているようにみえる。

取り扱われる商品としては、家電、精密機器等の消費生活に直接及ぶものだけでなく、インフラ関係にまで輸入依存が高まってきている。経済成長とともに道路や発電等のインフラの整備が不可欠であるが、インド国内での主要設備の生産能力が十分でなく、輸入に頼らなければならない状況が生じている。ここにも、中国及びアセアンの製品が侵入してきているのである。

中国、アセアンからの製品の輸入は、部品・原材料を輸入するインドの製造業者に対しては、コスト削減効果をもたらすものであるが、同時に、国内保護に馴らされた国内産業にとっては脅威となる。農業分野においても、パーム油(粗油)の輸入により国内の精製メーカーが安く食用油を国内市場に提供できる一方で、大豆や落花生等の搾油業者はその価格との競争が不可避となった。国内の植物油脂の消費量は着実に増加してきているが、その増加分の全てが輸入によりもたらされる結果となった。

インドにおいては、今後も、財の貿易の赤字をサービスの輸出でカバーするという構造 に変化が生じることはないにしても、工業分野での就業機会の拡大を目指し、国内産業と 輸入をいかに棲み分けていくのかへの挑戦が避けられなくなっていくものと思われる。